

防災啓発映像製作業務委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、防災啓発映像の制作委託につき次の契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、防災啓発映像の制作業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2 業務の内容は、別添仕様書による。

（委託期間、納入期限及び場所）

第2条 この契約による委託期間は、契約日から平成30年11月5日までとする。
2 納入期限は平成30年11月5日とし、乙は仕様書に定める提出物の納入とともに、業務完了報告書（様式1）を甲に提出するものとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇〇〇〇円とする（うち取引に係る消費税及び地方消費税は金〇〇〇〇円とする）。

（支払方法）

第4条 委託料は、業務完了後に支払うものとする。
2 乙は、委託料の支払いを受けようとするときは、委託料請求書を甲に提出し、甲は委託料請求書が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（著作権）

第5条 この契約に基づき制作された成果物及び本業務を遂行するために撮影した映像素材等の著作権は甲に帰属するものとする。
2 乙は、前項による映像素材等を流用する場合は、甲の承諾を得なければならない。

（契約保証金）

第6条 甲は、山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理）

第7条 乙は、甲が必要に応じて指示する事項を厳守のうえ、善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

- 2 乙は、本 PR 映像が既存の著作物等に依拠する場合、YouTube などでの情報発信のほか、県ホームページ、県施設内、学校での授業、各種イベント等での視聴において、第三者の権利を侵害しないようあらかじめ乙の責任において権利を処理するものとする。
- 3 乙は、第三者に対し、業務の全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、または、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

(個人情報保護)

第8条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）に定める義務に違反したときは、乙に必要な措置を指示することができる。

(調査等)

第9条 甲は、乙が制作する防災啓発映像の内容等について、乙に対し、調査若しくは報告を求め、または、指示を与えることができるものとする。

(違約金)

第10条 乙は、期限までに防災啓発映像の制作を完了できないときは、遅延日数に応じ契約金額につき年5%の割合で計算した金額を違約金として甲に納入するものとする。

- 2 甲は、前項について遅延の原因がやむを得ない事由によるものであると認められたときは、違約金を免除することができる。

(契約の解除)

第11条 甲乙は、相手方に次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約を継続し難い重大な背信行為を行った場合
 - (2) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、競売又は租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
- 2 甲乙は、相手方が本契約に違反した場合、相当の期間において違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。
 - 3 甲は、乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき、

第1項第1号の重大な背信行為とみなし、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

4 第1項から第3項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

5 第1項から第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（危険負担）

第12条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

（不可抗力による損害）

第13条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求が受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第14条 甲の責めに帰すべき理由により、委託金額の支払が遅れた場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めるところによるものとし、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年〇月〇日

甲 住所 甲府市丸の内1丁目6番1号

氏名 山梨県知事 後藤 斎

乙 住所

氏名